

ぐんま5つのゼロ宣言実現条例（案） 概要

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

気候変動の影響によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、本県も例外ではなくなっている。

温暖化の脅威は、私たちにとって遠い世界のことでなく、現実の問題である。

国際社会では、地球温暖化対策に関する枠組みとしてパリ協定が締結され、日本も目標を定めて温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

エネルギーを巡っては、温室効果ガス削減のほか、災害による停電リスクへの対応、地域からの富(電気代)の流出が課題になっている。

また、生態系に深刻な被害をもたらす海洋プラスチックごみをなくすため、水源地ぐんまとしての役割を果たすことが求められている。

さらに、日本では毎日1人1杯のご飯に相当する食料が廃棄されているにもかかわらず、毎日の食事にも事欠く多くの人々がいる。

群馬県では、これらの課題を2050年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、ここに「ぐんま5つのゼロ宣言」をする。

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

宣言3 災害時の停電 「ゼロ」

宣言4 プラスチックごみ 「ゼロ」

宣言5 食品ロス 「ゼロ」

1. 条例制定のねらい

- (1) 「ぐんま5つのゼロ宣言」を条例に位置付けることで、2050年に向け、本県の環境面における長期的な方向性を示すとともに、施策の継続性・予見可能性を高めて、取組を加速させます。
- (2) 脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進を重点施策として位置付け、その誘導策を規定します。
- (3) 地球温暖化対策推進法、気候変動適応法、プラスチック資源循環法、食品ロス削減推進法など、関係法令に基づく規定を設け全庁体制で施策を推進します。

2. 条例の主な内容

- (1) 再生可能エネルギー導入促進策
 - ①一定規模以上の建築物を新築・増改築する場合に、再生可能エネルギー発電設備等の設置を義務付けます。
併せて、再生可能エネルギー導入計画の提出を義務付け、その内容を県が公表します。
 - ②一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に、再生可能エネルギー導入状況報告の提出を義務付け、その内容を県が公表します。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減策
一定規模以上の建築物を新築・増改築する場合に、温室効果ガス排出削減計画の提出を義務付け、その内容を県が公表します。
- (3) 群馬県地球温暖化防止条例における義務規定・努力規定の承継
群馬県地球温暖化防止条例における温室効果ガス排出削減計画の提出・公表制度等の規定を引き継ぎます。
- (4) 群馬県地球温暖化防止条例の廃止
ぐんま5つのゼロ宣言実現条例の制定に伴い、現行の群馬県地球温暖化防止条例を廃止します。

3. 今後の予定

令和4年第1回定例県議会へ条例案を上程する予定です。

ぐんま5つのゼロ宣言実現条例（案）概要

条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 自然災害による死者ゼロ
 - 第1節 気候変動への適応
 - 第2節 災害レジリエンスNo.1の実現
- 第3章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ
 - 第1節 温室効果ガス排出量の削減
 - 第1款 県による地球温暖化対策
 - 第2款 事業活動における地球温暖化対策
 - 第3款 建築物に関する地球温暖化対策
 - 第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策
 - 第5款 電気機器等に関する地球温暖化対策
 - 第6款 環境物品等の選択の促進
 - 第7款 森林整備等による地球温暖化対策
 - 第8款 農業に関する地球温暖化対策
 - 第9款 特定冷媒用フロンの適切な管理及び処理等
 - 第10款 環境教育及び環境学習の推進等
 - 第2節 再生可能エネルギーの導入促進
 - 第1款 再生可能エネルギー導入促進対策
 - 第2款 建築物に関する導入促進対策
 - 第3款 特定事業者に関する導入促進対策
- 第4章 プラスチックごみゼロ
 - 第1節 廃棄物の発生抑制
 - 第2節 プラスチック資源循環の推進
 - 第3節 エシカル消費の推進
- 第5章 食品ロスゼロ
 - 第1節 食品ロスの削減
- 第6章 雑則
- 附則

【凡例】

- ・ **黒字**部分は、群馬県地球温暖化防止条例から承継する事項
- ・ **赤字**部分は、新たに制定する事項

第1章 総則

(1) 目的

「2050年に向けたぐんま5つのゼロ宣言」の推進に関し、基本理念や取組の基本方針を定めることにより、県民の総力を結集して5つのゼロを実現し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させる。

(2) 定義

「2050年に向けたぐんま5つのゼロ宣言」、「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」、「災害レジリエンス」、「再生可能エネルギー」、「プラスチックごみ」、「エシカル消費」、「食品ロス」等の定義を定める。

(3) 基本理念

- ① ぐんま5つのゼロ宣言を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進する。
- ② 2050年までの温室効果ガス排出量ゼロの実現に向け、地球温暖化対策（緩和策）と適応策を両輪として推進する。
- ③ 再生可能エネルギーの導入促進による持続可能な自立分散型社会の実現を目指す。
- ④ プラスチック資源循環を推進し、環境中に排出されるプラスチックごみを削減する。
- ⑤ MOTTAINAIの心で食品ロスを削減するとともに、食品を必要とする人の支援も同時に達成する。
- ⑥ 産学官金の緊密な連携により施策を展開する。

(4) 責務

ぐんま5つのゼロ宣言の実現に向けた、県、事業者、県民の責務等を定める。

第2章 自然災害による死者ゼロ

第1節 気候変動への適応

気候変動適応に関する施策の推進

県は、事業者及び県民と協力し、気候変動適応に関する施策を推進する。

県は、群馬県気候変動適応センターを設置運営し、気候変動適応に関する情報の収集、分析及び発信を行う。

第2節 災害レジリエンスNo.1の実現

県民を守る県土の強靱化及び地域防災力の向上

県は、県土の強靱化に向けた防災・減災対策を推進する。

県は、「自助」「共助」「公助」を基本とした県民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上に努める。

事業者は、災害時にも事業継続できる体制整備に努めるとともに、自ら防災・減災対策を実施する。

県民は、災害に備える意識を高め、自ら防災・減災対策を実施するよう努めなければならない。

第3章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ

第1節 温室効果ガス排出量の削減

第1款 県による地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策実行計画の策定

知事は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施のため、「地球温暖化対策実行計画」を定め、公表する。

※計画期間、温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー導入目標、地球温暖化対策推進法で定める促進区域の環境配慮基準、気候変動への適応策等を定める。

(2) 地球温暖化対策指針の策定

知事は、事業者、県民等が行う地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定める。

(3) 県の率先実行

県は、その事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する取組を率先して実行する。

第2款 事業活動における地球温暖化対策

(1) 排出削減計画

一定量以上の温室効果ガスを排出する特定排出事業者は、毎年度、温室効果ガス排出量削減計画及び実績報告を提出しなければならない。知事は、削減計画等の内容を公表する。

(2) 環境マネジメントシステムの導入

事業者は、地球温暖化対策を自主的・継続的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(3) エネルギー消費効率の改善

事業者は、施設・設備の導入・使用に当たっては、より温室効果ガス排出量の少ないものを選択するよう努めなければならない。

第3款 建築物に関する地球温暖化対策

(1) 建築物に関する温室効果ガス排出量の削減

建築物を新築、増改築しようとする者は、建築物に関する省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

(2) 特定建築物排出量削減計画

一定規模以上の建築物を新築、増改築しようとする者は、温室効果ガス排出削減計画及び工事完了報告を提出しなければならない。知事は、削減計画等の内容を公表する。

第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策

(1) 公共交通機関及び自転車の利用

事業者又は県民は、公共交通機関・自転車の利用等により、温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

(2) 電動車等の購入及び使用等

自動車を購入又は使用する者は、電動車等の温室効果ガス排出量の少ない自動車等を購入し、使用するよう努めなければならない。

(3) 新車販売事業者の購入者に対する説明

新車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し、自動車環境性能を表示し、説明しなければならない。

(4) 自動車のアイドリングストップ

一定規模以上の駐車場設置管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップを行うよう周知しなければならない。

(5) 自動車環境計画

一定台数以上の自動車を保有する者は、毎年度、自動車環境計画及び実施報告を提出しなければならない。知事は、環境計画等の内容を公表する。

(6) 自動車通勤環境配慮計画

一定数以上の従業員を常時雇用する事業者は、毎年度、自動車通勤環境配慮計画及び実施報告を提出しなければならない。知事は、環境配慮計画等の内容を公表する。

第5款 電気機器等に関する地球温暖化対策

(1) 温室効果ガス排出量の少ない電気機器等の購入及び使用等

電気機器等を購入又は使用する者は、温室効果ガス排出量の少ない電気機器等の購入又は使用に努めなければならない。

(2) 特定電気機器等販売事業者の購入者に対する説明等

一定規模以上の店舗を有する特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等の購入者に対し、省エネ性能を表示し、説明しなければならない。

第6款 環境物品等の選択の促進

環境物品等の選択の促進

事業者及び県民は、環境への負荷が少ない物品等を優先的に選択するよう努めなければならない。

第7款 森林整備等による地球温暖化対策

(1) 森林の整備及び保全等

県は、市町村と協力して森林の整備及び保全に努める。
森林所有者、事業者、県民等は、協力して森林の整備及び保全の推進に努めなければならない。

(2) 県産木材の利用

事業者又は県民は、県産木材を積極的に利用するよう努めなければならない。

第8款 農業に関する地球温暖化対策

(1) 農産物の地産地消

事業者及び県民は、県内産の農産物を積極的に消費するよう努めなければならない。

(2) 農業従事者に対する措置

県は、農業従事者に対し、温室効果ガス排出量の少ない農業の推進について情報提供等をする。

第9款 特定冷媒用フロンの適切な管理及び処理等

特定冷媒用フロンの適切な管理及び処理

特定冷媒用フロン使用機器を所有する者は、使用によるそのフロンの放出等の防止に努めなければならない。

特定冷媒用フロン使用機器を廃棄しようとする者は、特定冷媒用フロンを適切に処理し、又はその廃棄を適切に処理できる事業者に依頼しなければならない。

第10款 環境教育及び環境学習の推進等

環境教育及び環境学習の推進等

県は、市町村、民間団体と連携し、環境教育等の推進を図り、啓発及び広報活動を行う。
事業者は、従業員に対し、温室効果ガス排出量の削減に関する情報の提供等に努めなければならない。
県は、群馬県地球温暖化防止活動推進センター等に対し、必要な支援を行う。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

第1款 再生可能エネルギー導入促進対策

(1) 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進

建築物を新築、増改築しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備等の導入に努めなければならない。
再生可能エネルギー発電設備等を設置しようとする者は、関係法令等を遵守しなければならない。
再生可能エネルギー発電設備等を設置しようとする者は、周辺環境への配慮など地域との調和に努めなければならない。

(2) 再生可能エネルギーの利用

県は、再生可能エネルギーの利用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
事業者及び県民は、事業活動又は日常生活において再生可能エネルギーの利用に配慮するよう努めなければならない。

(3) 関連産業の育成等

県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギー等関連産業の育成及び振興に関する施策を講ずる。

第2款 建築物に関する導入促進対策

(1) 建築物への再生可能エネルギー発電設備等の導入

一定規模以上の建築物を新築、増改築しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備等を導入しなければならない。

(2) 再生可能エネルギー発電設備等導入計画

一定規模以上の建築物を新築、増改築しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備等導入計画及び工事完了報告を提出しなければならない。知事は、導入計画等の内容を公表する。

(3) 建築物設計者による再生可能エネルギー発電設備等の導入等に係る説明

一定規模以上の建築物の設計者は、設計を委託した建築主に対し、再生可能エネルギー発電設備等の導入について説明しなければならない。

(4) 適用除外

上記(1)～(3)の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条各号に該当する建築物(畜舎、常温倉庫、仮設建築物など)には、適用しない。

(5) 不特定かつ多数の者が利用する施設への再生可能エネルギー発電設備等の導入

不特定かつ多数の者が利用する施設の設置者は、当該施設への再生可能エネルギー発電設備等の導入に努めなければならない。

第3款 特定事業者に関する導入促進対策

特定排出事業者の再生可能エネルギーの導入等に係る報告

一定量以上の温室効果ガスを排出する特定排出事業者は、毎年度、再生可能エネルギー導入状況報告を提出しなければならない。知事は、状況報告の内容を公表する。

第4章 プラスチックごみゼロ

第1節 廃棄物の発生抑制等

事業者及び県民は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他の資源有効利用に努めなければならない。

第2節 プラスチック資源循環の推進

県は、プラスチックのライフサイクルを通じた資源循環の構築に努める。
事業者は、プラスチック製容器包装の使用の合理化に努めなければならない。
県民は、事業者が行う合理化の取組に協力するよう努めなければならない。

第3節 エシカル消費の推進

県は、事業者及び県民に対し、エシカル消費を普及啓発するとともに、率先して実行する。
事業者及び県民は、エシカル消費の実践に努めなければならない。

第5章 食品ロスゼロ

第1節 食品ロスの削減

県は、事業者及び県民に対し、食品ロス削減に努めるよう普及啓発する。
県は、食品ロスの削減と食品を必要とする人の支援とを同時に推進する。
事業者及び県民は、食品ロス削減に努めなければならない。

第6章 雑 則

- ① 知事は、ぐんま5つのゼロ宣言の実現に積極的に取り組む事業者、県民及び民間団体を顕彰する。
- ② 知事は、事業者、県民等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。
- ③ 知事は、条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、その職員に、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- ④ 知事は、要件に該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ⑤ 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ⑥ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- ① 公布日から施行する。ただし、義務規定は、周知期間経過後に施行する。
- ② 激変緩和のための経過措置を規定する。
- ③ 群馬県地球温暖化防止条例を廃止する。